

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成27年9月30日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1500152号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1500030号

第1 結論

請求期間のうち、昭和51年1月については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年4月から昭和51年1月まで
② 昭和52年3月

請求期間①及び②については、父が私の国民年金の加入手続きを行い、当該期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。請求期間を含む期間について、A村長(当時)が発行した国民年金保険料納付済証明書を持しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、請求者が保管する昭和51年5月10日にA村長が発行した国民年金保険料納付済証明書によると、当該期間を含む昭和50年4月から昭和51年3月までの国民年金保険料が納付されたことを証明する旨記載されており、当該証明書は、領収書も兼ねて発行されていたものであったことが推認できる。

また、前述の証明書により保険料納付済期間とされている期間のうち昭和50年4月から同年*月までの期間については、請求者の20歳到達月より前の期間であることから、制度上、国民年金保険料を収納することができない期間であるところ、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA村の国民年金被保険者名簿を確認したが、請求者に対し、当該期間の保険料が還付された記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、昭和50年4月から同年*月までの期間については、請求者の20歳到達月より前の期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、当該期間を保険料納付済期間として記録訂正することはできない。

2 請求期間②については、請求者が保管する昭和52年4月30日にA村長が発行した国民年金保険料納付済証明書によると、当該期間を含む昭和51年4月から昭和52年3月までの国民年金保険料が納付されたことを証明する旨記載されており、当該証明書は、領収書も兼ねて発行されていたものであったことが推認できる。

また、当該期間のうち昭和52年3月については、請求者は、厚生年金保険に加入していることから国民年金保険料を収納することができない期間であるところ、オンライン記録、国民年金被保険者台帳及びA村の国民年金被保険者名簿を確認したが、請求者に対し、当該保険料が還付された記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、当該期間については、請求者は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことから、当該期間を保険料納付済期間として記録訂正することはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500008 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1500061 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 5 年 8 月 1 日から平成 6 年 8 月 1 日までの期間、平成 6 年 11 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日までの期間及び平成 12 年 10 月 1 日から平成 15 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 5 年 8 月から平成 6 年 7 月までの標準報酬月額を 47 万円から 53 万円とし、平成 6 年 11 月から平成 7 年 9 月までの標準報酬月額を 53 万円から 59 万円とし、平成 7 年 10 月から平成 10 年 7 月までの標準報酬月額を 50 万円から 59 万円とし、平成 10 年 8 月から平成 11 年 9 月までの標準報酬月額を 56 万円から 59 万円とし、平成 12 年 10 月から平成 15 年 7 月までの標準報酬月額を 59 万円から 62 万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月 14 日から昭和 63 年 7 月 1 日まで
② 平成 4 年 10 月 1 日から平成 6 年 8 月 1 日まで
③ 平成 6 年 11 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日まで
④ 平成 12 年 10 月 1 日から平成 15 年 8 月 1 日まで

請求期間①は、B 社に勤務し、昭和 61 年は基本給が 17 万円、手当込みで 25 万円から 30 万円の給与であり、また昭和 62 年から昭和 63 年 6 月までは基本給が 20 万円、手当込みで 28 万円から 35 万円の給与であったので、給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間②、③及び④は、A 社に勤務し、当時の標準報酬月額等級の上限に見合う報酬額以上の給与が支給されていたので、最高等級の標準報酬月額にされるべきである。

請求期間の一部についての金融機関預金通帳、市県民税通知書及び給与明細書の写しを提出するので、検証して年金記録の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の記録を年金額に反映する記録に訂正してほしい旨陳述しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

請求期間②のうち平成 5 年 1 月 1 日から平成 6 年 8 月 1 日までの期間、請求期間③及び④につ

いては、事業所が提出した当該期間に係る給与資料に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と比べて、同額か下回っていることが確認できることから、厚生年金特例法による記録訂正の対象とならない。

また、請求期間①及び請求期間②のうち平成4年10月1日から平成5年1月1日までについては、事業所は賃金台帳を、請求者は給与明細書等を保管しておらず、当該期間の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

なお、請求者が提出した平成10年2月分給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額と前述の給与資料の当該月分に係る厚生年金保険料控除額は一致し、C市が提出した市県民税課税にかかるデータによる平成10年、11年及び12年所得分の社会保険料控除額は、事業所が提出した給与資料に記載された健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の年間合計額と一致していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る請求内容に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求者は、請求期間に係る標準報酬月額の記録を年金額に反映しなくても、本来の記録されるべき正しい記録に訂正してほしい旨陳述しているところ、当該期間当時、厚生年金保険法の規定による標準報酬月額の決定の方法は、原則、毎年5月から7月までの算定基礎月に支給された給与額の平均に見合う標準報酬月額を決定することとなる。

一方、請求期間②、③及び④が含まれる平成5年度から平成14年度までの各年度については、前述の給与資料により、各年度における算定基礎月の給与額を確認したところ、当該給与額の平均に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

しかしながら、金融機関が提出した取引明細及び請求者が提出した預金通帳の給与振込額によると、算定基礎月における給与振込額と前述の給与資料における差引支給額は大きく乖離していることが確認できる。

このことについて、事業所は、「本人の営業成績により支給する賃金を、本人との合意の上で、賞与として支給していた。当該賞与については、本人の意向により、前払い可としていた。」と回答しており、事業所が各年度における7月支給賞与の中で4月分から6月分までとして支給した前払い分の立替金として提示した金額は、いずれの年度においても4月分から6月分までの事業所が提出した給与資料の差引支給額と金融機関が提出した取引明細及び請求者が提出した預金通帳の給与振込額との差額の3か月分の合計額と一致する。

また、日本年金機構は、「7月支給分賞与の前払い分として4、5、6月分の給与と同時に支給された額について、本来は毎月の給与として支給されるべき歩合・業績給であり、実際に毎月の給与と合わせて振り込まれているため、各月の報酬月額として算定基礎届に記載すべきであったと思料する。」と回答している。

これらを踏まえると、平成5年度から平成14年度における標準報酬月額の決定については、本来、前述の給与資料における給与額に事業所が賞与の前払い分の立替金と称する賃金を加えた額を計算の基礎とする必要があったものと認められる。

以上のことから、請求者のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成5年8月から平成6年7月までは53万円、平成6年11月から平成11年9月までは59万円、平成12年10月から平成15年7月までは62万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500133 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500031 号

第 1 結論

昭和 61 年 4 月から平成 7 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 7 年 1 月まで

昭和 61 年 4 月に夫の勤務先を通じて国民年金第 3 号被保険者の届出を行ったが、その後も A 市から国民年金保険料の納付書が送られてきたので納付を続けた。

昭和 63 年 8 月末に B 市へ転居し、同市 C 区役所で住所変更の手続を行い、国民年金保険料については、A 市から発行されていた納付書を使用して、B 市内の金融機関で納付した。平成元年度分以降の国民年金保険料は、B 市から発行された納付書で納付した。

請求期間において納付していた国民年金保険料を還付してほしい。

第 3 判断の理由

B 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失し、同日に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得しており、当該処理は昭和 61 年 4 月 23 日に行われたことが確認できる。

また、請求者は、国民年金の第 3 号被保険者に係る届出を行った以降、昭和 61 年度から昭和 63 年度までの期間については、A 市から国民年金保険料の納付書が送られてきたと主張するが、同市は、「当時の資料が確認できないため不明であるが、一般的には国民年金の第 3 号被保険者に対して納付書が発行されることは考え難い。また、納付された場合は本人に連絡して保険料を還付していたと考えられる。」旨回答している。

さらに、請求者は、B 市に転居した後の平成元年度以降の期間については、同市から送られた納付書で納付したと主張するが、同市は、「国民年金の第 3 号被保険者へは納付書を送付することはない。転入に際しては、当時から社会保険事務所に電話で国民年金被保険者の種別確認等を行っていたので第 3 号被保険者であることが確認できたはずであり、その場合に、納付書を送付することはないと思われる。」旨回答している。

加えて、オンライン記録を確認したが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらない上、請求期間は 106 か月に及んでおり、これだけの長期間に渡り行政側が続けて事務処理を誤るとは考え難い。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。